

京都市告示第 425 号

生活保護法第55条が準用する同法第51条第2項の規定により、生活保護法による指定施術者の指定を次のとおり取り消しました。

平成17年12月6日

京都市長 榎本頼兼

施術者の名称	施術所の名称	所在地	取消年月日
茶谷 洋二	杏林堂接骨院	京都市山科区音羽野田町15番地の9 ハヤシスタジオビル1階	平成17年12月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)